（有料インターネット活用業務勘定）
（事業収支）
［表略］
（資本収支）
［表略］
（受託業務等勘定）
（事業収支）
［表略］
［注１・注２　略］
注３　予算書の末尾に次の事項を記載すること。
［(1)　略］
(2)　事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳
(3)　事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補塡の方法（法第73条の２第２項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨）
(4)　法第73条の２第２項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨

別表第三号（第34条第１項関係）

財　　産　　目　　録

年　　月　　日現在

（協会全体）

科目	内訳		合計
	摘要	金額	
		千円	千円
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金			
	現金		
	預金		
受信料未収金			
	受信料未収金		
	未収受信料欠損引当金		
有価証券			
番組勘定			
貯蔵品			
前払費用			
	翌年度受信料収納費		
	その他の前払費用		
未収金			
未収消費税等			

（有料インターネット活用業務勘定）
（事業収支）
［表同左］
（資本収支）
［表同左］
（受託業務等勘定）
（事業収支）
［表同左］
［注１・注２　同左］
注３　［同左］
［(1)　同左］
(2)　事業収支差金の処分予定の内訳
(3)　事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

［新設］

別表第三号（第34条第１項関係）

財　　産　　目　　録

年　　月　　日現在

（協会全体）

科目	内訳		合計
	摘要	金額	
		千円	千円
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金			
	現金		
	預金		
受信料未収金			
	受信料未収金		
	未収受信料欠損引当金		
有価証券			
番組勘定			
貯蔵品			
前払費用			
	翌年度受信料収納費		
	その他の前払費用		
未収金			
未収消費税等			